

発行 日光市役所産業環境部環境課
〒321-1292
今市本町1番地(本庁第4庁舎1階)
TEL 21-5152 FAX 21-2089
Eメール kankyou@city.nikko.lg.jp



日光水のある風景百選
にっこうの環境 龍王峡

活用しなきゃもつたいない!

住宅用太陽光発電システム設置費補助金

日光市では、平成26年度も住宅用太陽光発電システム設置補助事業を継続して実施します。

この補助事業は、市民のみなさんによる再生可能エネルギー設備の導入を支援することで、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

住宅用太陽光発電システム設置をお考えの方は、ぜひご利用ください。

補助の対象者

次の①・②いずれかに該当し、市税及び公共料金を完納している方が対象です。ただし、この補助金の交付はひとつの住宅に対し一回限りなのでご注意ください。



余った電気は売電に!

①自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置した方

②太陽光発電システムの設置が完了している市内の住宅を自ら居住するために購入した方

補助の対象となる事業

次のⅠ～Ⅲの要件を全て備える太陽光発電システムが対象です。

Ⅰ低圧配電線及び逆潮流ありで連系をするもの

Ⅱ最大出力10kW未満で未使用のもの

Ⅲ電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を結んだもの

補助金の額

補助金は、1kWあたり3万円です。

なお、ひとつの住宅に対し12万円の補助が上限です。そのため、4kW以上設置した方の補助金額は12万円となります。

申請の期限

電力受給を開始した日から6ヶ月以内に、必要書類を揃えて環境課へ申請をしてください。

申請書類は、環境課窓口のほか、市のホームページからも手に入れることができます。

よくある質問

Q 平成26年3月(平成25年度)に電力会社と契約を結んだものについて、26年度の補助金が受けられるか。
A 受給開始日から6ヶ月以内ならば、補助申請ができます(この場合9月まで可能です)。

詳しくは環境課 ☎21-5152まで

冬の“うちエコ”コンテスト ご応募ありがとうございました

家庭での節電対策を応援するために実施した冬の“うちエコ”コンテスト! 3回目となる今回は、25世帯(72人)のご応募があり、電気3,107kWh、二酸化炭素では1,261kgの削減に成功しました。

今後とも無理のない範囲での節電への協力をよろしくお願いします。

住みやすい環境を守るため ご協力をお願いいたします

騒音マナーを守りましょう

わたしたちは、人との関わりの中で暮らしています。

また、わたしたちは、生活の中で知らないうちに音を出し、まわりの人に迷惑をかけてしまっていることもあります。

これまで駐車場でのアイドリングやエアコンの室外機からの音などを原因とする相談もたびたび市に寄せられています。

ほんのちよつとの思いやりで、みなさんのまわりにやさしい音環境をつくり出せます。思いやり、始めましょう。

おもいやり

1. 時間帯に配慮しましょう
2. 音がもれない工夫をしましょう
3. 音は小さくする工夫をしましょう
4. 低騒音型の機器を選びましょう
5. ご近所とのおつきあいを大切にしましょう



土砂の埋め立て等には、

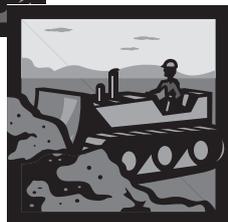
許可が必要です

日光市では、500㎡以上の土地に土砂等の埋立や盛土を行う場合、市長の許可が必要になります。

外部からの搬入する土の成分や埋立・盛土の方法によっては、土壌の汚染や災害の発生の原因になりかねません。

また、罰則規定も設けられていることから、埋立・盛土を計画されている方は、まずは環境課までご相談ください。

安全で住みやすい環境を守るために、みなさんのご協力をお願いいたします。



湧水ボランティアへの応募を 心待ちにしています!

日光市にはたくさんの湧水があり、昔から自然の恵みとして大切に利用してきました。特に今市地域は、日光連山を源にする扇状地であるため沢山の湧水地があり、様々な生きものを育み人々の暮らしの支えとなっています。

『湧水ボランティア』には約40名の方が登録しており、9班に分かれて市内73箇所の湧水地の状況や周辺動植物の観察を自主的に行っています。観察を通じて、豊かな自然とふれあいながら、水との共存について考え、一緒に活動してみませんか。

【活動内容】 湧水地調査・観測（年4回）、研修会、交流会など

【募集対象】 湧水に興味がある健康な方で自動車を保有し運転できる方

【申込み】 環境課へ電話申込み

このページのことに関して：詳しくは環境課 ☎21-5152まで



野生鳥獣による被害を減らすために

地域で出来る防除対策

- 生ごみ等を放置しないとともに、ペットのエサ等も屋内保管を心がける。
- 集落内にある柿や栗などの果実等は、出来るだけ早めに収穫するよう心がける。
- 農地や人家周辺の茂みの刈払いを行い見通しを良くし、野生獣が近づきにくい環境をつくる。
- ロケット花火などを利用し追払いを実施する。
- 電気柵やフェンスなどを設置し、進入を防ぐ。

鳥獣の捕獲

- 市では、農作物や生活環境等に深刻な被害が生じた場合について、野生鳥獣の捕獲（駆除）を実施しています。また、適正な保護管理を目的にサル・シカ・イノシシに対し個体数調整事業を実施しています。

《農作物の被害防除に補助金が交付されます》

野生獣による農作物等の被害の防除を目的とした「日光市農作物等獣害防護対策事業費補助金」を実施しています。交付となる要件は下記のとおりです。

○ 交付対象者

日光市内に農地を所有し、個人もしくは団体で、農地の受益面積が10a以上あるもの。（市税等の滞納がない方）

○ 交付対象事業

農作物に対する野生獣害を防止するための電気柵等の被害防除資材の設置。

○ 補助金の額

被害防除資材の費用に3分の2を乗じて得た額。

〈上限〉

- 個人の場合…イノシシは3万円、シカ・サルは30万円
- 団体の場合…実施農業者1人あたり、イノシシは5万円、シカ・サルは30万円



《森林の被害防除に補助金が交付されます》

野生獣による樹皮剥ぎ被害の防除を目的とした「日光市野生獣森林被害防止対策事業費補助金」を実施しています。交付となる要件は下記のとおりです。

○ 交付対象者

日光市内に森林を所有し、森林施業を行う者または団体で、所有森林に一定の範囲にわたり野生獣による被害を受けていると市長が認めるもの。（市税等の滞納がない方）

○ 交付対象事業

野生獣害を防止するための被害防除資材の立木への設置。

○ 補助金の額

被害防除資材の設置に要した経費に3分の2を乗じて得た額。

（ただし50万円を上限とする）

《狩猟免許・銃所持許可取得に関するお知らせ》

市では、狩猟免許や銃の所持許可を取得し、有害鳥獣駆除の従事者になる方に対し、免許試験や各種手数料、銃の購入費等の費用の補助を行っております。

制度についてご不明な点は、
農林課 ☎21-5172 までご連絡ください。



ご協力ください!! 使用済み小型家電のリサイクル

古くなったり、壊れたりしたデジカメや携帯電話などの小型家電を皆さんはどうやって処分していますか？ これまで「燃えないごみ」や「粗大ごみ」として処分していた小型家電に含まれる貴金属や有用金属を活用するために、使用済み小型家電のリサイクルに取り組みます。分別回収にご協力ください。



◎回収ボックスに投入できるもの

(10cm×25cm×45cm以下のもの)

←総合支所や支所、出張所に設置してある回収ボックスに入れてください。

◎回収ボックスに投入できないもの

リサイクルセンター（町谷809-2）に持ち込んでください。

※パソコンや携帯電話などの個人情報、事前に消去してください。

※テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機は対象外です。購入したお店に相談してください。

主な対象品目



パソコン



ビデオカメラ



携帯電話



デジカメ



電卓



電気シェーバー
ドライヤー



DVDプレーヤ

など

ふれあい収集

市では、平成25年4月から障がいなどにより、家庭ごみを
ごみステーションにまで持ち出すことができない世帯の方を
対象に、ふれあい収集を行っています。

●ふれあい収集を利用できる世帯は

身近な人などの協力が困難で、自らごみステーションにごみを持ち出すことができない方で、次のいずれかに該当する方で構成されている世帯です。

- ・要介護状態区分が2～5の方
- ・身体障害者手帳1級から4級の交付を受けている方のうち、上肢、下肢、体幹機能又は視覚に著しい障害を有する方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方
- ・療育手帳A1、A2又はB1の交付を受けている方
- ・その他、市長が特に必要と認めた方

●申込み方法

申請書を、廃棄物対策課窓口へ提出してください。

(申請は、ご本人のほか、ご親族、ケアマネージャー等代理の方でも可能です。)

申込みの際は、必ず事前にお問い合わせください。

詳しくは廃棄物対策課 ☎21-5138まで